

草加市公共施設利用に関する 新型コロナウイルス感染症拡大防止 ガイドライン

初 版 令和2年6月2日

令和2年7月1日改訂

令和2年7月20日改訂

令和2年10月5日改訂

令和3年1月8日改訂

令和3年4月21日改訂

草加市新型コロナウイルス対策本部

草加市における新型コロナウイルス感染防止を講じた公共施設の利用再開及びイベント等の開催に関する方針に基づき、広く市民等に貸出等を行っている公共施設の利用再開及び、イベント等の開催に当たっての感染症拡大防止ガイドラインをまとめた。

当ガイドラインは、彩の国「新しい生活様式」安心宣言、国が示した「イベント開催制限の段階的緩和の目安」等に準拠する。

施設管理者及び各イベント主催者は本ガイドラインを参考とし、施設の状況や実施イベントの内容に応じて必要な対策を講じること。

本ガイドラインに基づき、公共施設の利用及びイベント等の開催については、草加市に限らず近隣市区町、埼玉県及び東京都において新たな感染者の確認状況によっては、利用及び開催の延期並びに休止を行うこととする。

本ガイドラインは、状況に応じた見直しを適宜行い、適用期間は新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまでの当面の間とする。

1 施設利用の制限等

施設の再開に際しては、次のことに留意すること。なお人数については、感染拡大状況により変更されることがある。

(1) 共通

- ア 発熱等の体調不良者については使用や参加を制限する
- イ 施設ごとの使用人数の制限を遵守すること
- ウ 使用責任者は使用者全員を名簿等で把握すること
(必要に応じて施設管理者等に提出すること)
- エ 施設使用後は、消毒作業を行うこと
- オ 使用の間において換気の徹底を行うこと (屋内)
- カ 管理者等による必要な指示に従うこと

(2) 屋外施設

- 三密状態の密集、密接に対するリスク回避を講じること
- ア 利用者同士が一定の距離を保つこと

(3) 屋内施設

- ア 利用者同士が一定の距離を保つこと

イ 施設が定める定員がある場合は、利用者はその定員の50%以内とする。

(4) イベント等の利用

- ア 国及び埼玉県が示した「イベント開催制限の段階的緩和の目安」のステップ3に基づき、個別の開催判断とする
 - ・人数上限：屋内・屋外ともに5,000人まで
 - ・収容率：屋内は50%以内・屋外は十分な間隔の確保
- イ 必要な感染防止の対策を講じていることとする
- ウ 各施設の貸出方針及び利用条件を適用する

(5) 施設利用の管理

- ア 施設管理者は施設入場時に名簿を必ず準備し、施設利用責任者に記入を求めること
- イ 施設利用責任者は当日の利用者名簿等を作成し、必要な場合に提出できるよう1カ月程度保管すること

2 利用者向け対策

(1) 利用時等における対策

- ・施設入口等に「発熱のある方、体調不良の方は利用を制限する旨」の掲示を行う
- ・利用者にマスク着用の徹底などの周知を行う（屋外は適宜）
- ・入場待機が出た場合の列は間隔（できるだけ2m）を空ける。職員による行列の整理、立ち位置の目印を付すなど、入場整理を行うことで混雑を避ける
- ・発熱が疑われる利用者に対しては、発熱が認められる場合は利用を制限する
- ・施設入口や各所に消毒備品等を設置し、利用者の手洗いや手指消毒の徹底を図る
- ・利用の区分に応じて利用者数や滞在時間の制限を設ける（特に屋内施設では、三密（密閉、密集、密接）に十分留意する

(2) 施設内における対策

- ・換気の実施を徹底する
- ・可能な場合は窓、出入り口等を常時または適宜開放する
- ・施設内における座席や利用場所の配置を工夫するなど、人と

- 人との間隔（できるだけ2 m）を確保する
- ・利用者に対し、手洗い・消毒の実施に加え、大声の会話等の飛沫感染のリスク発生を慎むよう適宜指示する
 - ・共有スペース（トイレなど）、器具や物品（手や指等が触れるようなものをこまめに消毒・洗浄する
 - ・配布物（資料やチラシ類、販促品など）は手渡しではなく、机等に事前配布するなど、据え置き方式で行う
 - ・喫煙スペースがある場合は、三密（密閉、密集、密接）にならないよう利用者数の制限を設ける

3 従業員向け対策

（1）職員の体調管理

- ・職員が使用する制服や衣服は、こまめに洗濯する
- ・職員に対し、出勤前の検温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認させ、毎日の報告を徹底する
- ・体調不良の場合は、休養を促し、勤務中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とする

（2）執務中、休憩中における対策

- ・職員にこまめに石鹸で手洗い、手指消毒を適宜行う
- ・職員は勤務中のマスク着用を原則とする
- ・職員間は、できるだけ2 mの距離を保てるように配慮する
- ・執務室内の換気を適宜行う
- ・休憩室等の規模による入室制限、対面での会話等を禁止する
- ・職員同士が共有する物品等（共有を避けることが難しいテーブル、椅子等）は、定期的に消毒する

（3）執務体制

- ・感染防止に向けたローテーション勤務等を行う。

4 施設環境整備

（1）窓口等における対策

- ・人と人の対面が想定される場所は、アクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置し遮蔽する
- ・利用者の列が想定される場合には、立ち位置の目印を付すなど行列の整理を行うことで混雑を防ぐ
- ・非接触によるやり取りが可能な手法をできる限り導入し接触

機会を回避する

(2) トイレにおける対策

- ・適時、手袋・マスク着用の上、定期的に拭き上げ消毒を行う
- ・ハンドドライヤー利用や共用タオルの使用は中止し、できる限り、ペーパータオルを設置する
- ・使用後は蓋を閉めてから流す、間隔を置いた便器等の使用について、利用者に対して周知を図る

(3) ごみの廃棄における対策

- ・鼻水、唾液などが付いたマスク等のごみは、ビニール袋に入れて紐を縛るなど密閉した上で捨てるよう表示する
- ・ごみを回収する従業員は、収集の際に手袋・マスクを着用するとともに、手袋・マスクを脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗ったうえで、手指消毒を徹底する

5 消毒・清掃について

- ・不特定多数の人が触れる場所・器具等（ドアノブ、タッチパネル、ベンチ、エレベーターのボタン等）は、適宜消毒を行う
- ・消毒は次の機会に実施する
 - ア 共用スペースは施設開館前、閉館後のほか、適宜実施する
 - イ 会議室等貸出スペースについては、貸出終了ごと、利用者の入替ごとに実施する

6 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

- (1) 三密を徹底的に回避します
- (2) 感染防止の対策を行います
- (3) 安全のための設備にします
- (4) 安心に向けた工夫をします
- (5) 行いません、行わせません
- (6) 極力制限します
- (7) 重症化リスクに配慮します
- (8) 新しい働き方に向け努力します